

お申込 手続き

加入依頼書締切
2020年9月17日 (木)

保険開始
2020年11月1日 (日)

保険料 給与天引日
2021年1月25日 (月)

すべての皆様：「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認下さい。
今年度の記載内容にて更新される方：特設のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です。（自動更新になります）
新規加入される方・加入内容を変更される方：「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、JSRトレーディング株式会社保険部へご提出ください。

補償の内容

- ①加入資格者：JSR㈱の社員で、2020年11月1日現在で満59歳以下の方（役員、執行役員、理事、理事経由のフェローは対象から除きます。）ご契約年齢は、被保険者（保険の対象となる方）の団体契約の始期日時点（2020年11月1日）の満年齢をいいます。
- ②保険期間：2020年11月1日午後4時から2021年11月1日午後4時までの1年間
- ③てん補期間：満60歳の誕生日まで（満55～59歳の方は3年3ヶ月）
- ④免責期間：90日
- ⑤特約：認知症・メンタル疾患補償特約（最長5年間。但し、満55～59歳の方は最長3年3ヶ月）妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）、天災危険補償特約
- ⑥保険料の払込方法：第1回目保険料は1月25日に給与天引させていただきます。（以降、毎月給与天引となります。）

保険金をお支払いする場合

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

被保険者が日本国内または国外においてケガまたは病気（あわせて以下「身体障害」といいます。）を被り、その直接の結果として就業障害（注1）となり、その就業障害が免責期間（注2）を超えて継続する場合には、保険金をお支払いいたします。

（注1）就業障害とは、次の状態をいいます。ただし、いずれの場合も、身体障害により死亡した後は就業障害とはいいません。

【免責期間（注2）中】
身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態をいいます。

- ①その身体障害のために、入院していること
- ②その身体障害につき、医師の治療を受けてかつ、在宅療養していること
- ③その身体障害により、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること

【てん補期間中】
身体障害を被り、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができます。かつ所得喪失率（注5）が20%超である状態をいいます。

- ①その身体障害のために、入院していること
- ②その身体障害につき、医師の治療を受けていること
- ③その身体障害による後遺障害が残っていること

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
（注2）継続して就業障害である、予め取り決められた一定の期間（90日）をいひ、就業障害になつてからこの期間は保険金支払いの対象とはなりません。

お支払いする保険金

てん補期間（注3）中の就業障害である期間1ヶ月に対して次の金額が支払われます。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1ヶ月について、全員加入分と合算して100万円を限度とします。

支払額 = (支払基礎所得額（注4）×所得喪失率（注5）
- 公的給付控除対象額（注6））×約定給付率（注7）

（注3）てん補期間とは免責期間終了日の翌日から起算する次の期間をいひ、保険金をお支払いする期間は、この期間をもって限度とします。

ただし、保険始期現在の満年齢が満54歳以下の被保険者については60歳の誕生日まで、保険始期日現在の満年齢55歳以上59歳以下の被保険者については39か月間（精神障害補償特約のてん補期間も左記に同じ）とします。

（注4）支払基礎所得額とは、就業障害発生時点の基準内賃金をいいます。

（注5）所得喪失率は次の算式によります。
1- 免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額
÷ 免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額

ただし、所得の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があったときは、公式な調整を行うことがあります。

（注6）公的給付控除対象額とは、政府労災保険の休業補償給付・傷病年金・障害補償給付、健康保険の傷病手当金、公的年金の障害年金など、公的給付のうち、休業補償給付および障害に対する年金もしくは一時金給付に相当する額をいいます。

（注7）従業員の勤続年数により以下の通りとなります。
勤続年数10年以上：
約定給付率：Aコース60%、Bコース40%、Cコース20% 無給付期間：3年3か月
勤続年数5年以上10年未満：
約定給付率：60% 無給付期間：2年9か月
勤続年数1年以上5年未満：
約定給付率：60% 無給付期間：2年3か月
勤続年数1年未満：
約定給付率：60% 無給付期間：1年3か月

※支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額（注8）を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で除した額を支払基礎所得額として保険金を算出します。

（注8）「平均月間所得額」とは就業障害が開始した日の属する月の直前12ヶ月間の所得の平均月間額をいいます。

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

※引受保険会社は、被保険者が就業障害の状態になった場合には、保険契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰支援のために協議することがあります。引受保険会社は、その協議の結果として社会通念上被保険者の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。

始期前治療に関する取扱いについて

加入日（この保険契約の初年度契約および継続契約を通じてはじめてこの保険契約の被保険者となった日。ただし、脱退後、再加入した被保険者については直近の再加入日。）から12ヶ月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、加入日前12ヶ月以内に、医師等の治療、診察、診断を受け、または治療のために服薬をしていたとき、あるいは通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いいたしません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような原因により生じた就業障害については保険金をお支払いできません。
- ①ご契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害
- ②けんかや自殺・犯罪行為を行うことによって被った身体障害
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害
- ④戦争、内乱、暴動によって被った身体障害（注9）
- ⑤核燃料物質の有害な特性等によって被った身体障害
- ⑥上記④、⑤に随伴して生じた事故によって被った身体障害
- ⑦無免許運転、酒気帯び運転中生じた事故によって被った傷害
- ⑧むちうち症、腰痛その他の症状等で医学的他覚所見のないもの
- ⑨被保険者が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害（ただし、セットされる精神障害担保特約の対象となる精神障害については5年（満55～59歳の方は3年3か月）を限度にお支払いの対象となります。）
- ⑩発熱等の他覚的徴候のない感染等
- （注9）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による身体障害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

ご加入の際のご注意

- ご加入にあたって
①過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受条件によってご加入いただくことがあります。
- ②被保険者（保険の対象となる方）数が1,000名を下まわり、500名～999名となった場合は、保険料を引き上げさせていただきます。

ご加入の際のご注意
①告知義務（ご加入時に代理店または弊社に重要な事項を申し出ていただく義務）等
・加入依頼書等に★が付けられた事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります（詳細は加入依頼書等をご確認ください。）。

- 被保険者（保険の対象となる方）の生年月日および性別
- 被保険者の健康状態（新規加入または更新時に補償内容を拡充される場合のみ）
- 他の保険契約等★を締結されている場合には、その内容（同時に申し込み契約を含みます。）

*保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

・加入される方（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

②保険料控除：本保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。（2020年7月1日現在）

③更新してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2020年11月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④加入内容変更をされる場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。

ご加入の際のご注意
①ご加入内容の確認・保管
加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

②次回更新時の注意事項
ご加入時に特定の病気等を補償対象外としてお引受けした場合であっても、新たに「健康状態告知用質問事項お答え欄」のすべての質問事項について告知いただくことで、更新にあたり特定の病気等を補償する加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知内容により、お引受けをお断りさせていただくことや特定の病気等が新たに補償対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

③ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

④加入内容変更をいただけてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただく場合は、念のため、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

もし事故が起きたときは
①保険の対象となる就業障害が発生した場合には、30日以内に加入の代理店または弊社にご連絡ください。

②保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

③ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削除されることがあります。

④保険金を請求される場合には、原則として所得を証明する書類をご提出ください。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものといたします。

この保険はJSR㈱を保険契約者としてJSR㈱社員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてJSR㈱が有します。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体の代表の方にお渡ししてあります約款によりまして、ご契約手続、保険金のお支払条件、その他ご不明な点がございましたら代理店または弊社までお問い合わせください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じて別途ご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことから記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、表紙記載の加入申込締切日までにご加入者の方からの特設のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

JSR株式会社 従業員の皆様へ

上乗せ任意加入募集のご案内

ご加入者1,454名!!
約2名に1名は加入されています。

※2020年7月1日現在

JSR 長期収入サポート制度

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

JSRでは、社員の皆さんが病気やけがにより万が一働けなくなった場合に備え、「長期収入サポート制度」を導入しています。

補償を万全なものとしていただくために、上乗せ補償である任意加入契約をご案内いたします。



この制度の詳細内容は、中面をご確認ください。

取扱代理店

JSRトレーディング株式会社 保険部

東京 〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目9-2 汐留住友ビル
Tel 03-6218-3775 Fax 03-6218-3823
四日市 〒510-0875 三重県四日市市大治田2-16-13
Tel 059-348-3913 Fax 059-348-3921

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

（担当課）化学産業営業部営業第一室
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
Tel 03-3285-1831 Fax 03-5223-3077

加入申込締切日 2020年9月17日 (木)
提出先 JSRトレーディング (株) 保険部
(社内便又は同封の返信用封筒をご使用ください。)

保険開始日 2020年11月1日 (日) 午後4時
保険料 毎月の給料から天引
(初回は2021年1月から)

人材開発部

JSR長期収入サポート制度は、社員の皆様が病気やケガで働けない場合、収入を長期に補償する制度です。 全社員を対象とする全員加入契約^{*}と個々人で補償を上乗せする任意加入契約の二階建て補償となります。

^{*}会社が保険料を負担し、保険金の受取は皆様本人となります。

1. 「いろいろ保険に入っているで大丈夫!」と思いませんか?

今までの保険でカバーされていたリスクは?

各種保険	原因		収入の減少/途絶		老後資金	追加費用の発生						
	病気	ケガ	病気	ケガ		入院		手術		通院		
生命保険	●	●										
傷害保険		●					●		●			●
医療保険・入院特約	▲	▲	▲	▲		●	●	●	●	▲	▲	
がん保険						●		●		●		
年金型保険	●	●			●							

そこで

JSR長期収入サポート制度でカバー!

^{*}生命保険は死亡時に備えるものです。
^{*}医療保険・入院特約の入院給付金は一般的に60日~180日(1入院)と短期間になっています。

2. 「死亡した場合」より「働けなくなった場合」の方が多額の費用が発生します。

死亡したら

- 保険 → 生命保険
- 公的保障 → 遺族年金
- 住宅ローン → 団信保険により完済される
- 会社など → 弔慰金・死亡退職金
- 家族 → 働いて収入を得る事も可能

働けなくなったら

- 保険 → ????
- 公的保障 → 障害認定を受けた場合のみ障害年金
- 住宅ローン → 払えず家を手放す可能性
- 会社など → 休職期間が終了し、収入が途絶える
- 家族 → 介護等で働くことができない

リスクの大部分は既にカバーされています

もしも、病気や事故などで死亡した場合、公的保障や生命保険などで残されたご家族の生活を守ることができ、住宅ローンも団体信用保険により完済されマイホームを手放さずすむケースが一般的です。

通常の支出に加えて、医療費や介護費用も…

もし働けなくなった場合、公的保障では十分とはいえず、一般的に生命保険からの保険金も支給されません。休職期間が終了すると収入は途絶え住宅ローンも払えなくなり、マイホームを手放すことにもなりかねません。

3. 「団体長期障害所得補償」お支払い例

下記お支払例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



その1 自動車メーカー経理部に勤務のAさん(28歳 女性)の場合

交通事故により脊髄を損傷し、下半身不随になってしまった。退院後は、本制度の補償を受けながらリハビリを続けている。



その2 貿易商社に勤務するBさん(45歳 男性)の場合

脳出血により入院した。体の一部に麻痺が残リリハビリを続けているが、回復が遅れており、本制度の補償を受けて家族の生活を支える事ができた。



その3 旅行代理店に勤務するCさん(36歳 男性)の場合

精神疾患で長期間休職後退職してしまつた。本制度の補償を受けながら治療と再就職活動を行い、3年後に回復と転職が同時にかなつた。

4. 「JSR長期収入サポート制度」の特徴

A. 全員加入+任意加入で充実の補償

本制度は会社が契約者となって皆様に補償を提供する全員加入契約がベースとなり、その上乗せ補償として、皆様のご予算に応じてプラン選択の出来る任意加入契約を3タイプ用意しております。

B. 既存給付制度にフィットしたプラン

JSR長期収入サポート制度は、既存給付制度にフィットしたプランになっております。

C. 最長60歳までのロング補償

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間^{*1}の90日間を超えてその状態が継続した場合に最長60歳の誕生日まで(55~59歳の方のてん補期間^{*2}は3年3ヶ月間) 保険金をお支払いいたします。(ただし無給付期間の設定あり)

^{*1} 保険金をお支払いしない期間をいいます

^{*2} 保険金をお支払する1事故当たりの限度期間をいいます。

D. 復職後も引き続き補償

就業障害が残り復職した場合で、20%を超える所得の喪失がある際には、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いいたします。

E. 特約付帯で充実の補償

- ◎認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害でてん補期間5年間(55~59歳の方は3年3ヶ月間))
- ◎妊娠に伴う身体障害補償特約
- ◎天災危険補償特約

F. 保険金は全額非課税

お支払いする保険金は全額非課税で受け取ることが出来ます。

G. 職場復帰のための充実のサポート

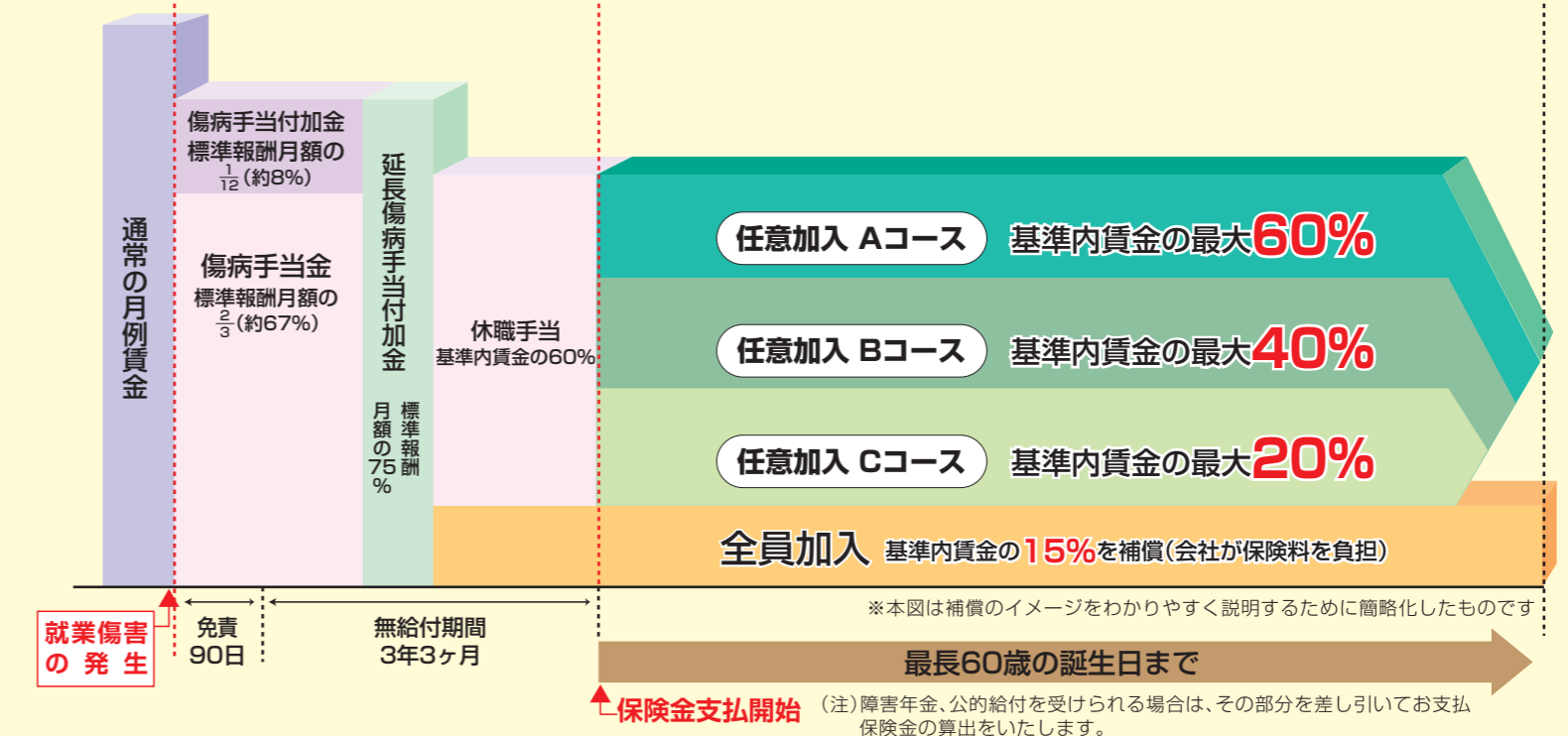
4つのサポートで、「こころ」と「からだ」の健康はもちろん、暮らし全般までをサポートします。「こころ」の健康サポート:メンタルヘルスサポート、「からだ」の健康サポート:メディカルアシスト、暮らし全般のサポート:デイリーサポート・介護アシスト
※これらのサービスは引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
※サービスは予告なく変更・中止となる場合がございます。なお、一部の地域ではご利用いただけないサービスもありますので、あらかじめご了承ください。
サービスの詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。

5. 「JSR長期収入サポート制度」の概要とお申し込み方法

病気やケガで働けない場合、今回の任意加入契約にお申込みいただくことで基準内賃金の最高75%(ご加入頂くコースにより異なります。)を最長60歳の誕生日まで補償することができます。

団体割引:20%適用

(2020年11月1日時点で勤続年数10年以上 55歳未満の場合)



コース内容・お申し込み方法

A~Cコースの中から1コースをご選択頂き、同封の新規加入依頼書に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。尚、勤続年数10年未満の方は、任意加入コースはAコースのみご提供となります。詳細は別紙をご参照ください。保険金をお支払する主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認下さい。
※保険料は保険の対象となり方ご本人の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)、性別および健康保険法に基づく標準報酬月額によって異なります。
実際にご加入頂く場合の保険料につきましては、加入依頼書をご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては、代理店にお問い合わせください。